

富山市病院事業局告示第 2 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 23 年富山市民病院告示第 6 号）による。

令和 4 年 1 月 31 日

富山市病院事業管理者 石 田 陽 一

工 事 名	富山市民病院防災監視盤他更新工事	
工 事 場 所	富山市今泉北部町地内	
工 事 番 号	消 2	
工事完成期限	令和 4 年 9 月 30 日	
工 事 概 要	1 自動火災報知設備 2 情報表示装置 3 電気時計設備 4 撤去工事	
予 定 価 格	49,010,000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和 4 年 2 月 16 日時点の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	業 種	消防施設
	総合点数等	1 富山市に消防施設の入札参加資格があること。 2 審査基準日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で通知された消防施設工事の総合評定値（P）が 1,100 以上であること。
格	施工実績	平成 18 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の消防設備工事として、供用中の施設の R 型・GR 型火災受信機の更新の施工実績があること。

配置技術者

- 1 甲種第4類消防設備士と同等以上の資格を有する者（以下「甲種消防設備士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。
- 2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。
- 3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。
- 4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

	<p>調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者</p> <p>そ の 他</p>	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 甲種消防設備士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 甲種消防設備士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用及び特例監理技術者の配置については認めない。</p> <p>4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、消防施設工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p>
<p>入札及び契約 を担当する課</p>	<p>富山市病院事業局管理部契約出納課 FAX番号076-422-1371</p>	
<p>契約条項等の 閲覧期間</p>	<p>令和4年1月31日から同年2月16日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)</p>	
<p>設計図書に対 する質問期間</p>	<p>令和4年1月31日から同年2月7日まで</p>	
<p>質問に対する 回答期限</p>	<p>令和4年2月10日</p>	
<p>入札の方法</p>	<p>郵便入札(一般書留又は簡易書留に限る。)</p>	
<p>入札書の 到着期限</p>	<p>令和4年2月15日</p>	
<p>開札日時及び 場所</p>	<p>令和4年2月17日午前9時30分 富山市民病院2階201会議室</p>	
<p>調査基準価格</p>	<p>有(失格基準を適用しない。)</p>	
<p>工事代金 支払条件</p>	<p>前金払 有 部分払 有</p>	